

日高管内教育実践表彰要項

(昭和42年10月 1日局長決定)
(昭和61年11月28日一部改正)
(昭和63年 1月 9日一部改正)
(平成 2年12月26日一部改正)
(平成 3年12月26日一部改正)
(平成 7年12月 6日一部改正)
(平成13年12月12日一部改正)
(平成15年12月26日一部改正)
(平成16年10月27日一部改正)
(平成18年11月 1日一部改正)
(平成19年11月29日一部改正)
(平成21年11月26日一部改正)
(平成24年12月25日一部改正)
(平成29年 2月16日一部改正)
(平成30年 2月27日一部改正)
(平成30年11月28日一部改正)
(令和 2年11月30日一部改正)

1 目的

日高管内の学校教育及び社会教育の振興に功績のあったものを表彰し、もって充実発展を図る。

2 表彰の種類

表彰は、実践表彰及び特別賞とする。

3 表彰対象

団体及び個人

4 表彰候補者等の推薦

(1) 推薦の観点

ア 実践表彰

(イ) 優れた研究や実践活動を行い、その功績が顕著であるもの

(ロ) 学校教育又は社会教育の振興に寄与する活動を行い、その功績が顕著であるもの

イ 特別賞

官公庁又は全国的な組織・団体等が主催する各種大会や発表会等において、優秀な成績をおさめたもの

(2) 推薦の方法

道立学校長、町教育委員会教育長及び日高管内教育委員会連絡協議会会長は、別記に基づき、別紙第1号様式又は別紙第2号様式により、教育局長に推薦する。

なお、同一の表彰の種類かつ同一の推薦区分に複数の候補者を推薦する場合は、順位を付して推薦する。

5 被表彰者の決定

(1) 実践表彰

各道立学校長、町教育委員会教育長及び日高管内教育委員会連絡協議会会長から推薦のあった者の中から、別に定める選考委員会の審議を経て、教育局長が決定する。

(2) 特別賞

各道立学校長及び町教育委員会教育長から推薦のあった者の中から、教育局長が決定する。

6 表彰の方法及び時期

(1) 表彰は、表彰状等を贈呈して行う。

(2) 表彰の時期は、その都度決定する。

7 その他

この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は教育局長が定める。

別記

1 実践表彰

推薦区分	表 彰 対 象	推 薦 者
団体	町立の幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）・小学校・中学校・高等学校及び関係団体	各町教育委員会教育長 日高管内教育委員会連絡協議会会長
	道立の高等学校・特別支援学校及び関係団体	各道立学校長
	管内の学校教育又は社会教育の振興に寄与する活動を行った関係団体（子育て支援や青少年育成を行った団体、少年団、学校支援地域本部、家庭教育サポート企業、子どもの読書活動等の取組を行った団体等）	各町教育委員会教育長 日高管内教育委員会連絡協議会会長
個人	町立の幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）・小学校・中学校・高等学校の教職員（※）及び支援者	各町教育委員会教育長 日高管内教育委員会連絡協議会会長
	道立の高等学校・特別支援学校の教職員（※）及び支援者	各道立学校長
	管内の学校教育又は社会教育の振興に寄与する活動を行った関係者（子育て支援や青少年育成を行った者、少年団、学校支援地域本部、家庭教育サポート企業、子どもの読書活動等の取組を行った者等）	各町教育委員会教育長 日高管内教育委員会連絡協議会会長

2 特別賞

推薦区分	表 彰 対 象	推 薦 者
団体	町立の幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）・小学校・中学校・高等学校及び関係団体	各町教育委員会教育長
	道立の高等学校・特別支援学校及び関係団体	各道立学校長
個人	町立の幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）・小学校・中学校・高等学校の幼児、児童及び生徒	各町教育委員会教育長
	道立の高等学校・特別支援学校の児童及び生徒	各道立学校長

※ 表彰の対象となる教職員の範囲

校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、園長、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、事務長、事務職員、学校栄養職員、実習助手、技術職員、寄宿舎指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等